

# 商工会ニュースやはばNo.12

## 矢巾町中小企業者物価高騰対策支援金の給付について

矢巾町では、エネルギー価格高騰や人件費上昇の影響を受けている町内の中小企業者等を対象に、事業継続を支援するため、支援金を給付します。

### ◆対象者（下記の①～⑦の要件をすべて満たすこと）

- ①矢巾町内に事業所を有する中小企業者であること。（農林漁業を除く）
- ②令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間に事業年度終了日が到来することに伴う法人町民税の納付をした者。（個人事業主は対象外となります）
- ③支援金受給後も町内で事業を継続する意思があること。
- ④矢巾町公共交通事業者物価高騰対応重点支援金、矢巾町福祉施設等物価高騰対応重点支援金、矢巾町私立学校等物価高騰対応重点支援金の給付条件に該当しないこと。
- ⑤宗教的または政治的団体でないもの
- ⑥矢巾町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員等または、暴力団もしくは暴力団員等と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- ⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと。

### ◆支給金額

町内事業所において雇用する従業員数に応じて支給されます。

4人以下	3万円
5人～9人	4万円
10人～19人	5万円
20人～29人	6万円
30人～49人	8万円
50人以上	10万円

※支援金の給付は1事業者につき1回限りです。

※町内に事業所が複数ある場合は各事業所の合計人数とします。

### ◆申請受付期間

令和8年4月1日（水）～令和8年5月31日（日）必着（窓口持参または郵送で提出）

※期間内でも予算がなくなり次第、受付を終了することがありますのでご注意ください。

### ◆必要書類 ※必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

- ① 申請書兼請求書
- ② 誓約書兼同意書
- ③ 法人町民税の確定申告書の写し
- ④ 従業員数が確認できる書類
- ⑤ 振込口座が確認できる書類



申込様式や記入例等、詳しい情報は右記 QR コード、URL から → <https://x.gd/kBQf9>

＜申請書提出・問い合わせ先＞

〒028-3692 矢巾町大字南矢幅 13-123

矢巾町役場 産業観光課 商工振興係

電話 019-611-2602（直通）

メール sangyosinko\_skb@town.yahaba.iwate.jp